

公益財団法人秋田県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、スポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申し立て)

第2条 スポーツ競技又はその運営に関して、公益財団法人秋田県体育協会（以下「本会」という。）が行った決定に対して不服がある競技者等は、本会を被申立人として、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って、仲裁申し立てを行うことができる。

(変更)

第3条 この規程の変更は、理事会の決議を受けなければならない。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。